

4月から町の業務体制が変わります

行政改革の1つとして、4月から組織と業務の見直しを図った新しい機構で業務を行います。

改革① 16課を11課に整理・統合します。

行政の効率化と住民サービスの向上のため、4月から11課の新体制で業務を行います。

改革② 税務課を1階へ移します。

庁舎2階にあった税務課を1階に移して、住民の利便性を図ります。

改革③ 係制を廃止し、グループ制に移行します。

従来の縦型組織(係)から横連携型の組織(グループ)にすることで、職員の横の連携を強化し、業務の性質や事務量に柔軟に対応して住民サービスの向上に努めます。

4月からの新体制をご紹介します。新体制への移行に際し、住民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

役場庁舎1階	住民課 ☎42-1423	戸籍、住民登録、印鑑登録、外国人登録 国民健康保険、後期高齢者医療保険 国民年金	保健センター ☎42-1431	福祉健康課 ☎42-1431	社会福祉、母子福祉、老人福祉 障害者福祉、児童福祉、生活保護 健康づくり、母子保健、精神保健 住民検診
	税務課 (旧:税務課、特別徴収課) ☎42-2114	町民税・固定資産税等町税の賦課 町税の徴収事務		保育所 ☎42-3211	保育業務
	会計課 ☎42-1422	公金の支払い事務		一宮荘・老人福祉センター ☎42-2626	国民宿舎、老人福祉センター業務
役場庁舎2階	総務課 ☎42-2112	消防、防災、防災行政無線、自治区、統計、 広報、財政、財産管理、コミュニティ	中央公民館 ☎42-4576	教育課 (旧:社会教育課、学校教育課) ☎42-4576	学校施設の維持管理、社会教育 社会体育、体育施設の維持管理 町民バス一宮号、文化財、青少年 公民館教室
	まちづくり推進課 (旧:企画財政課) ☎42-2113	総合計画、政策推進、 新しいまちづくり推進			
西庁舎	産業観光課 (旧:産業課、商工観光課) ☎42-1427	農林水産業、商工業、観光、 農業集落排水事業			
	都市環境課 (旧:環境課、都市整備課、建設課) ☎42-1430	町道管理・工事、町営住宅、道路占用 建築指導、開発行為、環境、産業廃棄物 し尿、ごみ処理、自然公園、鳥獣保護、畜犬			

※4月1日はご依頼の課につながらない場合があります。ご不便をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

電話予約ができる証明書

○住民課関係

- ① 印鑑証明書
- ② 住民票の写し
(除かれた住民票も含む)
- ③ 戸籍の附票の写し
(戸籍の謄抄本は除く)
- ④ 住所証明書
- ⑤ 身分証明書

○税務課関係

- ① 所得証明書
- ② 納税証明書
- ③ 課税証明書
- ④ 非課税証明書
- ⑤ 評価証明書
- ⑥ 資産証明書
- ⑦ 公課証明書
- ⑧ 法人住所証明書
- ⑨ 住民税決定証明書
- ⑩ 登載証明書
- ⑪ 福祉用証明書
- ⑫ 児童手当用証明書

役場を利用できる
時間が変わります

国家公務員の勤務時間が改正されたことに伴い、町の職員の勤務時間が変わります。

4月1日(水)から役場の開庁時間を15分短縮し、「午前8時30分から午後5時15分まで」に変更になりますのでお知らせします。

なお、左記の証明書は、午後8時まで受け取れます。

※開庁時間は長生郡市で統一となります。

■問合せ
総務課庶務係 ☎42-2112

電話予約でその日の夜間や
役場が休みの日にも証明書
が受け取れます

町では、行政サービスの一環として、平日に役場へお越しになれない方に、役場が休みの日に交付できるよう「電話予約による証明書の交付」を行っています。

なお、平成21年4月1日より、平日の午後5時までに電話予約を行えば、その日の午後8時までに来庁された方に証明書の交付を行うサービスを開始いたします。ご利用ください。

■問合せ
ご不明な点は、次のところまでお問合せください。
住民課 ☎42-1423
税務課 ☎42-2114